

広告募集案内【企画提案募集】
(施設広告掲出仕様書)

戸塚区総合庁舎敷地内に広告を掲出する事業者を以下のとおり募集します。

■募集概要

名 称	戸塚区総合庁舎（その1）戸籍課窓口番号呼び出し表示モニター及び待合スペースへの広告・行政情報モニターの設置
内 容	<p>区役所戸籍課の窓口カウンター前に設置するお客さま呼び出し用の番号表示モニターをはじめ、区の魅力や行政情報を発信するために次の機器を設置し、広告事業を活用した機器の運用及び適切な維持管理等を行う企画提案を募集します。</p> <p>① 戸籍課窓口番号呼び出し表示モニター及び広告・行政情報モニター ② 待合スペース広告・行政情報モニター</p> <p>屋外広告物には該当しません。</p>
施設所在地（場所）	横浜市戸塚区戸塚町 16 番地 17
施設の利用者数・利用者層	<p>戸塚区は人口約 28 万 1 千人（令和 2 年 3 月 1 日現在推計）で、さまざまな世代が各種手続きのために区役所に訪れます。戸塚駅直結のため、区役所及び併設の行政サービスコーナーは大変多くの利用があります。</p> <p>また、戸塚区総合庁舎には戸塚区民文化センター「さくらプラザ」が併設されており、区役所利用者以外の来庁もあります。</p>
設置場所	<p>① 戸籍課登録担当窓口カウンター前（2階） ② 高齢・障害支援課待合スペース（2階）</p>
広告掲出可能スペース	<p>① ワイド画面（16：9）で 42～50 インチ程度のモニター 2 基を上下に並べ、ディスプレイスタンドにて設置（設置した状態で幅 120 cm×奥行 80 cm×高さ 200 cm程度）。</p> <p>それぞれのモニターにて「番号呼び出し表示」、「広告・行政情報」を放映します。</p> <p>② ワイド画面（16：9）で 42～50 インチ程度の広告・行政情報モニター 1 基をディスプレイスタンドにて設置（設置した状態で幅 120 cm×奥行 80 cm×高さ 140 cm程度）。</p>
番号呼び出し機器の条件	<p>○モニターはお客様を呼び出すための番号を表示する電光掲示板とし、概ね 15 個以上の数字を表示できるもの、番号表示にあわせて音声で呼び出す機能を持つものとしします。</p> <p>○呼び出し操作のバーコードリーダーは常時 2 台で稼働できるようにしてください。</p> <p>○操作説明書を作成のうえ、事前に戸籍課への説明を行ってください。</p> <p>○バーコードリーダーやクリアファイル等の備品については、戸籍課と調整のうえ、予備も含め適宜必要数を納品・補充してください。</p> <p>○広告掲出期間終了後は原状回復していただきます。</p>
広告掲出期間	<p>令和 2 年 10 月 1 日～令和 7 年 9 月 30 日（5 年間）</p> <p>※会計年度ごとに各モニター等の設置にかかる使用許可を受けていただく必要があります（下記「広告掲出にあたっての留意点」参照）。</p>

■申込み、選定のスケジュール

申込期間	令和2年4月10日（金）～令和2年4月24日（金）
提案内容評価	令和2年5月中旬（予定）
	提案内容評価においては、申込者に対するヒアリングを行います。 日時等の詳細については、後日お知らせします。
選定結果通知	令和2年5月下旬（予定）

■申込手続

申込条件	申込みは広告代理店に限らせていただきます。
申込方法	令和2年4月24日（金）午後5時00分までに、広告企画書を下記申込み・お問合わせ先まで持参、電子メールまたはFAX等でご提出ください。
広告企画書 記載事項	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市に支払う広告料（年額） (2) 掲出期間における収支計画 (3) 各モニター等の規格、バリアフリー・安全性等への配慮 (4) 番号呼び出し機能及び機器の操作性 (5) 広告・行政情報モニターの番組構成・内容 (6) 導入時・導入後のフォロー (7) 保守及び維持管理、障害対応時の考え方 (8) 放映する広告の営業方針 (9) 他自治体における類似広告媒体の設置実績 (10) その他（災害情報や緊急情報の放映等、行政サービス向上につながる提案）

■選定手続

評価項目・評価基準	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市に支払う広告料 市にとって十分な財源確保効果があるか。 (2) 掲出期間における収支計画 収支計画が妥当であるか。また本事業により事業者が得る収益が適正と考えられる範囲に収束しているか。 (3) バリアフリー・安全性等への配慮 設置に際して極力来庁者の妨げとならないよう、バリアフリーや安全に配慮されているか。また地震等の際に安全性を確保する対策や保険加入等の措置がとられているか。 (4-1) 番号呼び出し機能の認識のしやすさ 表示した番号が認識しやすい色や画面構成となっているか。また音声等で来庁者（障害者含む）が認識しやすい工夫がされているか、再呼び出しができるか。 (4-2) 番号呼び出し機器の操作性 戸籍課窓口の設置環境に合わせ省スペースに配慮し、職員の負担が少なく操作しやすい仕様となっているか。 (5-1) 広告・行政情報モニターの番組構成のバランス、運用の弾力性 広告枠、行政情報枠の放映時間について大幅な偏りがないか。またケースバイケースで柔軟に変更できるか。 (5-2) 広告・行政情報モニターのコンテンツの内容 ニュース、天気予報等、来庁者が見ている飽きない内容となっているか。また待ち時間対策となる内容か。 (6-1) 導入時・導入後のフォロー 機器導入時及び導入後のフォローや問合せに対応できる体制が整えられて
-----------	---

	<p>いるか。</p> <p>(6-2) 行政情報更新時の操作性 行政情報更新の際、事業者に依頼する場合は迅速かつ柔軟に、職員自身が行う場合は職員の負担が少なく、容易に更新できる仕組みとなっているか。</p> <p>(7-1) 障害対応等に対する考え方（不具合、故障、倒壊等） 障害防止対策と障害発生時の対応はどうか。</p> <p>(7-2) 放映データ更新時の通常業務への影響 放映データを更新する際、番号呼び出し機能や行政情報表示機能等、通常業務に影響を及ぼすことがないか。</p> <p>(8) 放映する広告の営業方針（地域経済への貢献） 広告枠を区内事業者または隣接区や鉄道沿線区を含む市内事業者から選定しているか。また地域経済への貢献として広告主への販売価格を低価格に設定する等、良質で低廉な媒体を継続的に提供することがうたわれているか。</p> <p>(9) 他自治体における類似広告媒体の設置実績 自治体向け広告事業の実績数はどうか。</p> <p>(10-1) 緊急時の広報 災害情報や鉄道遅延等の緊急情報をお知らせする機能があるか。また区役所独自の緊急情報をお知らせできる方法があるか。</p> <p>(10-2) 行政サービス向上やアピールにつながる提案等 行政サービス向上やアピール、経済的メリットにつながる提案等がなされているか。</p>
<p>評価方法</p>	<p>○戸塚区に設置する広告事業選考会において、上記評価項目に従い、広告企画書に記載された提案内容を、事前に定めた採点方法等により総合的に評価します。</p> <p>○評価の結果、最も優れた提案を行った申込者を掲載予定者（広告掲出事業者）として選定し、広告掲出についての交渉を行います。</p> <p>※申込者が1者であった場合でも、最低基準を満たすことについての評価を行います。</p> <p>※評価の結果、同点の場合は、戸塚区広告事業選考会の会長が決定します。</p>

■ 広告掲出にあたっての留意点

<p>広告の条件</p>	<p>○広告内に「広告」である旨を明記する等、施設の利用者等が見て、広告であることが明らかとなるような措置を施してください。</p> <p>○横浜市広告掲載要綱、横浜市広告掲載基準、その他の広告関連規程を遵守してください。</p> <p>○以下に掲げる広告は掲出できません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・死亡、離婚等に関わる業種の広告（例：墓地の案内、弁護士の離婚相談等） ・音声を伴うもの
<p>広告の制作等</p>	<p>○広告掲出の10営業日前までに広告原稿を提出し、上記条件について広告内容の審査を受けてください。</p> <p>○広告掲載基準等に基づき、広告内容等の修正をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○上記の期限までにご提出いただけない場合には、広告の掲出が遅れる場合または広告が掲出できない場合がありますが、その場合も広告料は減額しませんのでご注意ください。</p> <p>○広告等の制作、設置、撤去等の作業は、広告掲出事業者の費用負担により行ってください。</p>

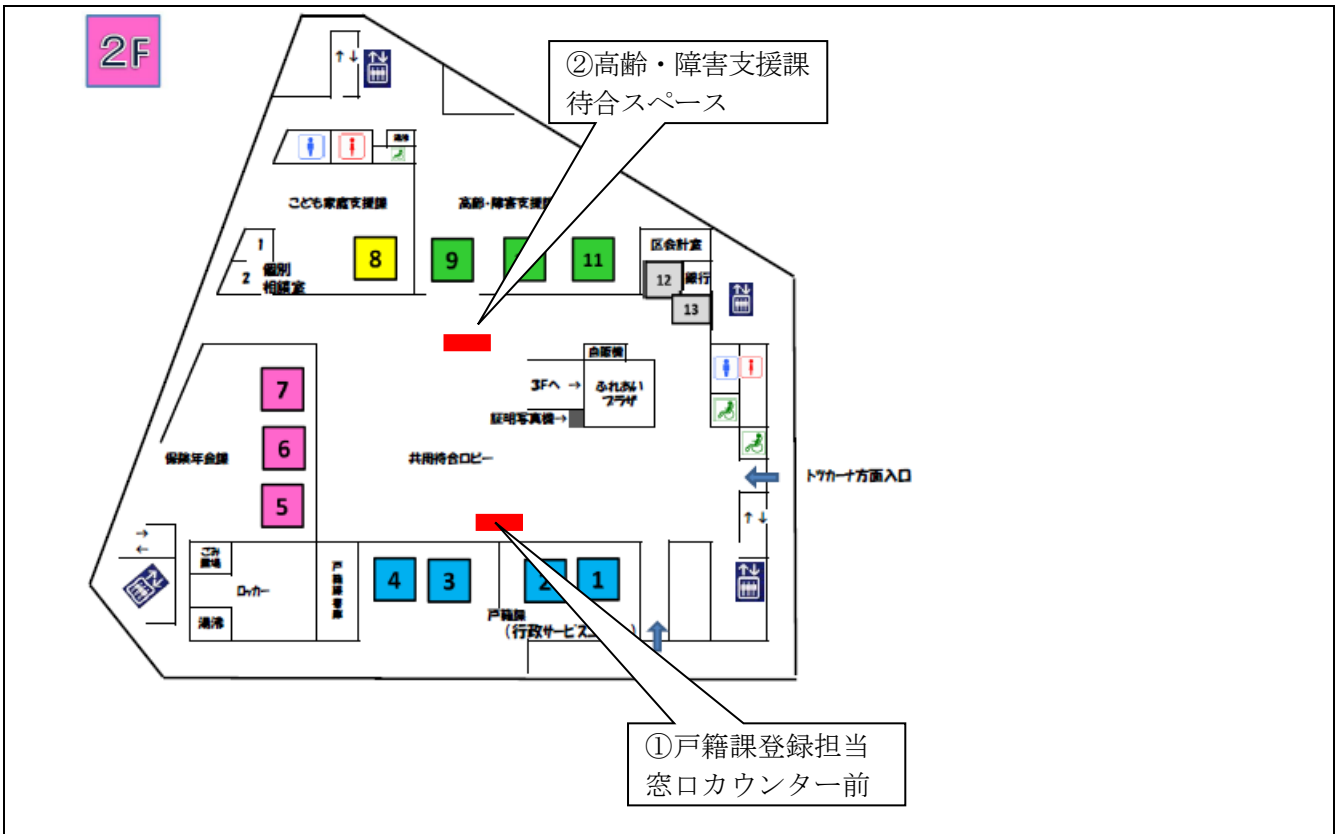
財産の使用許可	<p>○広告を掲出する箇所について、横浜市公有財産規則の規定に基づく使用許可を受けていただき、広告料とは別に、使用許可に係る使用料をお支払いいただく必要があります。</p> <p>(参考) 月額 3,100 円 / m² (最大幅×最大奥行または高さ、消費税別途)</p> <p>○設置期間中の設置機器に関わる電気代はご負担ください。支払方法等については別途調整します。</p>
その他	<p>○広告掲出期間中、広告主が決定しない等の理由により広告を掲出しない期間があっても、広告料は減額しません。</p>

■ 申込み・お問い合わせ先

担当課名	横浜市戸塚区総務課
所在地	横浜市戸塚区戸塚町 16 番地 17
TEL/FAX	TEL 045-866-8306/FAX 045-881-0241
Eメール	e-mail to-somu@city.yokohama.jp

次頁あり

■ 広告掲出場所等の配置図

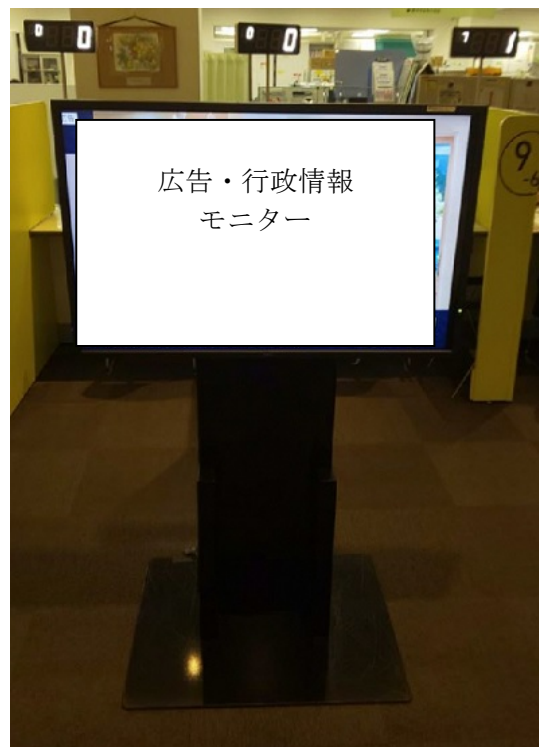


■ 広告掲出場所等の写真

① 戸籍課登録担当窓口カウンター前 (2階)



② 高齢・障害支援課待合スペース (2階)



広告企画書（印刷物・施設広告：企画提案募集）

横浜市長

次のとおり企画内容を提案します。

申込者	所在地	〒 -		
	ふりがな 名称			
	代表者職名・氏名			
	担当者	部署名		
		ふりがな 氏名		
	連絡先	TEL/FAX		
		Eメール		
業種・事業内容				
ホームページ URL				
※「広告主」の欄は、申込者と異なる場合で決定済みの場合のみ記入してください。				
広告主	所在地	〒 -		
	ふりがな 名称			
	代表者職名・氏名			
	業種・事業内容			
	ホームページ URL			
申込内容	募集対象事業名称	戸塚区総合庁舎（その1）戸籍課窓口番号呼び出し表示モニター及び待合スペースへの広告・行政情報モニターの設置		
	企画詳細	別紙企画書添付（様式は自由） ※広告募集案内の「広告企画書記載事項」を必ず記載してください。		
	個人情報の収集	有・無	⇒有の場合（該当するものにチェックしてください） □名前 □住所 □電話番号 □E-mail □年齢 □性別 □その他（ ） ●収集対象（「例：「中学生以下」「65歳以上」） ●収集規模（「例：アンケート配布数 ○部」）	
誓約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市の広告関連規程を遵守します。 ・横浜市暴力団排除条例 第2条第2号から第5号に定められた者に該当しません。また、誓約事項に反しないことを確認するため、横浜市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出し、横浜市が本誓約書及び該当役員名簿等を、神奈川県警察に提供することに同意します。 ・横浜市税の滞納はありません。横浜市が申込者及び広告主の市税納付状況調査を行うことに同意します。 ・誓約事項と相違する事項が判明した場合、又は当該誓約事項に反した場合に、契約の相手方としないこと、契約解除を行うこと等、横浜市が行う契約に係る一切の措置について、異議の申立てを行いません。 			

※ ご記入いただいた E メールアドレス宛に横浜市広告情報メールマガジン（広告媒体に関するお知らせ）の配信を希望されますか。（希望する ・ 希望しない ・ 登録済）